(8) 加美町公認キャラクター「かみ~ご」応援団に関する要綱

加美町公認キャラクター「かみ~ご」応援団に関して、必要な事項を次のとおり定める。

(名称)

第1条 この会の名称は、かみ~ご応援団(以下「応援団」という。)と称する。

(目的)

第2条 応援団は、加美町公認キャラクター「かみ~ご」(以下「かみ~ご」という。)及び加美町の情報発信を推進することにより、加美町のイメージアップを図ることを目的とする。

(運営)

第3条 応援団の運営は、かみ~ご運営委員会(以下「委員会」という。)が、加美町の協力を得て行う。

(会員)

第4条 会員とは、応援団の目的に賛同する事業者・団体等(以下「事業者等」という。)で、本要綱を承諾のうえ、入会を承認された事業者等をいう。

(入会)

- **第5条** 前条の会員となることを希望する事業者等は、委員会に入会申込書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 入会審査及び承認は、委員会が行う。

(特典)

- 第6条 会員の特典は次のとおりとする。
- 1 かみ~ごの無料貸出し

年度内、2回までに限り、無料貸出しとする。

但し、「かみ~ご着ぐるみ貸出し要綱」を遵守し、且つ着ぐるみを事務局まで持ち運びできる 会員に限る。

- 2 かみ~ごに関するイベントチラシ等への事業所名の無料掲載 加美町内へ全戸配布するイベント等のチラシやかみ~ごオフィシャルサイトへ無料で事業所 名・団体名のみを掲載することとする。
- 3 イベント等への優先参加
- 4 かみ~ご関連の情報享受

(入会金及び年度会費)

- 第7条 入会金及び年度会費は次のとおりとする。
- 1 入会金 無料
- 2 年度会費 1口6,000円とする。 年度会費は一括納入するものとする。
- 3 年度途中入会 1口につき1月あたり500円
- 4 年度会費は返還しない

(会計年度)

第8条 応援団の会計年度は、4月1日から3月31日とする。

(退会)

- **第9条** 退会しようとする場合は、委員会に退会届出書(様式第2号)を提出しなければならない。
- 1 退会承認会が行う。

(会員資格の取消)

- 第10条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、会員資格を失うものとする。
- 1 本要綱に違反した場合
- 2 その他、会員として不適当であると委員会が認める場合

(事務局)

第11条 応援団の事務を処理するため、加美商工会内に事務局を置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応援団の運営に必要な事項については、委員会が別に 定めることとする。

附則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

かみ~ご応援団入団(入会)届

令和 年 月 日

かみ~ご運営委員長様

かみ~ご応援団要綱に同意のうえ、下記のとおり入会を申し込みます。

	員 名 · 団体名等)		印
住	所	Ŧ	
連	絡 先	担当者名	
		電話番号	
		FAX 番号	
		e-mail	
備	考		

《提出・お問い合わせ先》

加美商工会

 \mp 9 8 1 - 4 2 5 2

加美郡加美町字西田一番18-1

 $\texttt{TEL} \quad 0\ 2\ 2\ 9 - 6\ 3 - 2\ 7\ 3\ 4$

FAX 0229-63-3495

E-mail kami@plum.ocn.ne.jp



加美町公認キャラクター 「かみ~ご」

かみ~ご応援団退団(退会)届

令和 年 月 日

かみ~ご運営委員長様

私は、かみ~ご応援団を退会したいので、かみ~ご応援団要綱第9条の規定により届け出ます。

会 員 名 (貴社名・団体名等)	印
住所	〒
連絡先	
退会理由	

《提出・お問い合わせ先》

加美商工会

 \mp 9 8 1 - 4 2 5 2

加美郡加美町字西田一番18-1

TEL 0229-63-2734

FAX 0229-63-3495

E-mail kami@plum.ocn.ne.jp



加美町公認キャラクター 「かみ~ご」